

26 未 環 号 外
平成27年2月16日

関係機関・団体 代表者 様

長崎県環境部未来環境推進課長
(公印省略)

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の周知等について（依頼）

時下、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、平成25年6月に改正されたところであり、名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：「フロン排出抑制法」）に改められ、平成27年4月1日から施行されます。

今回の改正によって、フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍冷蔵・空調機器の管理者（機器の所有者や使用者等）には、冷媒漏えい防止のための機器の点検、漏えい時の修理、修理なしでの充填の原則禁止、機器整備結果の記録・保存等が義務付けられ、一定量以上の冷媒の漏えいがある場合には、毎年度、国への漏えい量報告が必要となります。

つきましては、改正内容について広く周知するため、ご多忙とは存じますが、貴管下会員等に対し、別添「第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について」の内容についてお知らせいただきますよう、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

1. 規制対象機器（第一種特定製品）

①業務用の空調機器（エアコンディショナー）、②業務用の冷蔵機器及び冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの。

2. 対象となる管理者の具体例

管理者となりうる者の具体例としては、事業所や自社ビル等を所有する全ての業種の事業者、医療関係（病院、介護施設等）、学校関係、飲食業関係、農林水産業関係（食品工場漁船等）、宿泊関係（ホテル、旅館等）、運輸関係（冷蔵冷凍倉庫、鉄道、旅客機、船舶）等が対象となります。

3. 管理者が取り組む措置

別添「第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について」の「Ⅱ 第一種特定製品の管理者が取り組む措置」を参照。

<問い合わせ先>

長崎県未来環境推進課（地球環境班） 松尾
TEL : 095-895-2512 FAX : 095-895-2566
E-mail : r-matsuo@pref.nagasaki.lg.jp